

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 6 日

今治市監査委員 木原 盛 展
同 渡 部 豊

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 総務政策局 総務調整課	令和 6 年 6 月 24 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 週休日の振替が未取得の職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。 2 所管施設の消防設備等保守点検業務報告書に記載された不良箇所について、改善されていないものが見受けられたので、速やかに対応するようにされたい。 また、所管施設の防火対象物点検報告書において、自主点検や消火訓練及び避難訓練の未実施等が記載されていたものがあつたので、適正に実施するようにされたい。 3 平成 30 年度の建物定期点検で「要是正」の指摘を受けているにも関わらず、改修が行われていない事例が見受けられた。当該ブロック塀については、関係課と協議を行い、早急に修繕等の対策をとられたい。 4 使用料等の歳入事務について、以下の事例が見受けられたので、適正に事務処理されたい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 収納した歳入金現金受払簿に記載されていないもの。(本庁・支所目的外使用料) ② 使用料の納付が、今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第 3 条で定める方法(前納)となっていないもの。(本庁目的外使用料) 	

(意見)

- 1 令和5年度にコンプライアンス推進基本方針を策定し、令和6年度はリスクチェックシートの作成やコンプライアンス研修を実施しているが、策定した方針に実効性を持たせるため、また職員へのコンプライアンス定着に向けて、引き続き各施策の実施を検討されたい。
- 2 所管施設の各設備保守点検業務報告書等に要改善事項や不具合に繋がる事項が記載されているものについては、現状を確認のうえ、今後の対応の記録を残すようにされたい。
- 3 丹下健三建築である市民会館については、建築から59年が経過し、修繕をしながら、利用を継続している所である。今後の方針については、他課が策定する今治市中心市街地まちづくり基本計画の策定後となるが、建物としての在り方(主に何に使うか)を明確にした上で、今後の方針を検討されたい。
- 4 共用車については、数年前からは車両にドライブレコーダーを導入し、今年度から購入する車両にはバックモニターを搭載する等、事故の減少に向けた取組みを行っている。しかしながら、車両に傷やへこみ等があっても報告がなされていない事例が少なからず見受けられた。
共用車を使用した際に傷やへこみ等をつけた場合や見つけた場合は、必ず報告がなされる体制を整備するとともに、職員の安全意識向上を徹底されたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 週休日の振替取得状況について、各自でチェックを行っていたために未取得が発生しました。今後は、複数の職員により、取得漏れがないことの確認を行うよう改めます。
- 2 消防設備等保守点検業務で指摘された不良箇所については、改修及び取替依頼中です。
防火対象物点検において、自主点検、消火訓練及び避難訓練が未実施となっていたものについては、時期及び方法について検討し実施します。
- 3 一般の方が通行する道に面している部分に関しては、安全性を確保するため、緊急的に解体発注を行いました。残置箇所については、普段は人の往来がなく緊急性が低いため、来年度予算要求を行い、修繕等を実施します。

4 ①現金受払簿の整理を徹底するとともに、記載漏れ等がないよう歳入チェックシートを作成し、入力者以外も確認を行うように改めました。

②今後は、今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき、前納となるよう納期限を設定し、相手方に送付する際にも間違いがないよう確認を徹底します。

(意見)

1 当該方針に実効性を持たせるため、リスクチェックシートについては、全庁で作成を完了させ、作成結果等の共有を図りました。また、コンプライアンス研修については、当市の実際の事例を題材にし、充実を図りました。

今後は、コンプライアンス推進体制の構築や新施策の実施を検討いたします。

2 各設備保守点検業務で指摘のあった要改善事項及び不具合に繋がる事項については記録の上、予算化するようにいたします。

3 丹下健三建築である市民会館、公会堂、市庁舎の在り方について、今治市中心市街地まちづくり基本計画策定にあたり協議される内容も踏まえた上で、今後の方針を検討していきます。

4 共用車使用後だけでなく、使用前にも車両の状況確認を行うよう職員に周知し、車両の損傷等を発見した場合は、令和6年度以降報告を行って来ています。今後も、事あるごとに、安全運転の徹底及び車両を損傷させた場合は、報告を行うよう周知を行います。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 総務政策局 人事課	令和6年6月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 週休日の振替について、人事課発出の「週休日の振替等の取扱いについて」では、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行い休日数の確保や健康管理に努めることとしているところ、土曜日以外の週休日の出勤について、時間外勤務手当での対応となっていた。働き方改革を進めている中、今後は振替休暇の取得をされたい。 2 勤怠管理システムの導入は、職員の出退勤、休暇、時間外勤務の確認作業などが時間短縮されるほか、職員の勤怠管理が正確に行えることで事務の効率化につながることを期待されるため、他課の定期監査で指摘されているようなミス（時間外勤務事務の間違い、週休日の振替・休日の代休・時間外勤務代休の未取得など）が起こりにくいシステムとなるよう引き続き準備を進め、適切な労務管理となるように努められたい。 3 定年延長制度について「今治市職員の定年に関する条例」や「年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則」により、60歳に達する職員に対してその前年度に情報提供及び勤務の意思確認を行っている。本制度は、職員の生涯設計に少なからず影響を与えることになると思われるため、より早い時期に情報提供を行うなど本制度の理解が得られるように努められたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 振替が発生した際には人事課発出の通知のとおり確実に振替休暇を取得するよう努めます。 2 正確な勤怠管理を行うために、システムの導入は必要であると考えています。令和7年度予算要求に向けて、人事課、総務調整課、未来デジタル課の3課で準備を進めています。 3 説明等について、説明会の対象年齢の見直し等、早い時期での情報提供等について検討いたします。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 総務政策局 契約課	令和6年6月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 契約課内で、特定の係・職員に時間外勤務が集中していたので、負担が過重にならないよう、業務の調整を行うなど労務管理を適正に行われたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 契約課の業務についてはプロセス数が多いことに加え、誤りがあってはならないことから、業務を固定せざるを得ない状況である。しかしながら、属人化することによる弊害は承知しており、課全体で業務見直しによる効率化にも取り組んでいるところである。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 総務政策局 財政課	令和6年6月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 令和5年度は令和4年度と比較して長時間勤務の改善は図られているものの、職員の健康管理において配慮すべき長時間勤務の状況や、時間外勤務代休の一部未取得が確認された。令和6年度以降、本市は働き方改革を推進しており、職員の健康への配慮並びに負担軽減のためにも、各取組を積極的に実施し、長時間勤務の改善を図られたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 本課は当初予算編成時の12月から2月までが業務負荷が多いためであることから、繁忙期は時間外勤務が増大することは想定されるが、全庁的に働き方改革を進めている中、時間を要する事務の更なる効率化、また、休暇の取得や定時退庁の呼びかけ、月単位の時間外勤務の目標を設定するなど職員の負荷軽減に努めている。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 総務政策局 納税課	令和6年6月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 令和5年1月から軽自動車に係る軽自動車税の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインのシステムで確認できるようになり、軽自動車の車検（継続検査）の際に、軽自動車（種別割）納税証明書の提示が原則不要になっている。現在行っている軽自動車税（種別割）を口座振替で納付した者（排気量 250cc を超える小型二輪は除く）に対するその納税証明書（継続検査用）の郵送について、廃止されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 令和4年度末の本市のすべての滞納債権の収入未済額については、前年度に対し増加している。滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性の確保と財政の健全化の観点から重要である。本市が保有する債権の適正な管理と早期の滞納整理に取り組むため、納税課が、愛媛県地方税滞納整理機構との関わりや研修等で培った知識やノウハウを活かし、債権所管課に対し、指導・助言などの積極的な支援を実施されたい。また、資力がありながら納付しない滞納者には、財産調査、差押え、公売などの措置を執るという強い姿勢のもと、なお一層の滞納整理に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 税システムの改修費（二輪・四輪等の種別分け等）等の経費の増加、周知不足によるトラブル防止、また円滑に車検するためにも郵送が必要であったことから、口座振替の納付者に対して納税証明を送付しておりました。</p> <p>令和7年1月より、すべての軽自動車の納税証明が軽自動車検査協会がオンライン照会が出来るようになりますので、納税証明書（継続検査用）の郵送を令和7年度より全面的に廃止いたします。</p> <p>(意見)</p> <p>1 市民負担の公平性及び財政の健全性の確保のため、より一層の滞納整理に取り組むとともに、納税課債権管理室から各債権担当課に対して、徴収支援、徴収指導を実施しました。また、適正な債権管理と早期に滞納処分が実施出来ていない</p>	

各債権担当課に対しては、債権管理委員会を通じて、適正に債権管理をするように徴収指導し、徴収強化を図ります。

また、愛媛地方税滞納整理機構での知識やノウハウを活かせるよう、今後の徴収体制について、機構経験者を納税課内に集約するように人事当局に要望を行いました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
総務部 総務政策局 市民税課	令和6年6月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 入湯税については、市税条例第 145 条第 3 項により、特別徴収義務者は、申告・納付ともに翌月 15 日までに行わなければならないが、申告・納付ともに期限後であるものが見受けられた。申告・納付ともに期限内に行われるように、納税課と連携し、特別徴収義務者に指導されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 税制改正に伴い令和 6 年度に実施される個人住民税の特別税額控除（定額減税）について、可能な限り期限内に処理ができるよう迅速で円滑な事務の執行に努められたい。また、住民からの問い合わせにスムーズな対応ができるような態勢の整備に取り組まれたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 入湯税については、申告書の提出遅れがないように事業者に対して指導しました。特に提出が遅れている事業者については、各支所・納税課等と連携し、市税条例のとおり申告期限内（翌月 15 日）に提出するように指導しました。</p> <p>(意見)</p> <p>1 定額減税について、庁内各課に応援依頼し、期限内に処理できるようにしました。また、住民からの問い合わせについては、応対マニュアルを作成し、丁寧な対応ができるようにしました。</p>	